

最上小国川ダム工事公金支出差し止め等請求事件 陳述書

2013年4月9日

原告 清野 真人

はじめに

私は、長く農業水利に関係する仕事をした経験があり、河川法、河川管理施設等構造令や水利権については一定の知識と経験を持っていた。

定年退職後、機会があつて「最上小国川ダム」の現地調査に参加するとともに、山形県の最上小国川ダム計画資料を丹念に調べてきた。その結果、このダム計画には、山形県当局が県民に説明している事実と異なり、多くの問題点があることを知り、今回の住民訴訟の原告団に加わったのである。私は、原告第2準備書面に示された重要な争点について、補足する意見を述べる。

1. 最上小国川・赤倉地区の河道改修は、一石三鳥の効果がある。

近年、赤倉温泉地区で発生した水害の多くが、河川の増水時に宅地等から川に排水できなることで発生する水害（内水氾濫被害）であるのか、河川水（外水）が堤防や護岸を越流して氾濫した水害（外水氾濫被害）であるかの争点は、赤倉温泉地区の水害対策を検討するうえできわめて重要である。

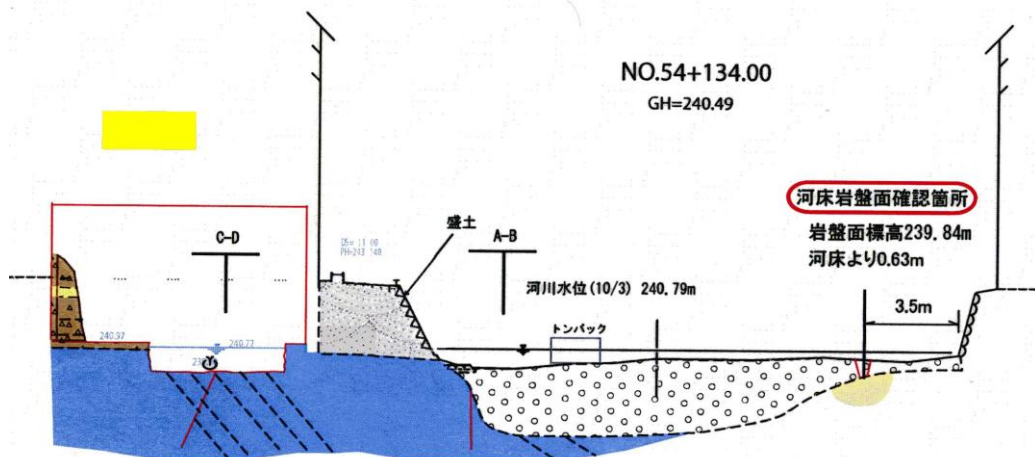


図1 最上小国川・虹の橋下流の河床（砂礫堆積状況）

平成20年度温泉影響検討業務報告書74頁（情報公開資料による）

被告主張の誤りは、原告第2準備書面のとおりであるが、被告は外水氾濫被害を強調して、ダムによる洪水調節が赤倉温泉地区の水害対策の「抜本的対策」であると主張している。しかし、内水氾濫は独自の対策をとらない限り、本件のダム計画で防ぐことが出来ないことは、原告第2準備書面で指摘したとおりである。

もし、ダム建設で内水被害も解決しようとするれば、本件ダム計画よりも遙かに巨大なダムを建設しなければならなくなり、明らかに不合理である。

赤倉温泉地区の最上小国川河床には、図1のとおり、1～2mの厚さで砂礫が堆積している。この砂礫を掘削して河床を現在よりも1～2m低下させ、堤防と護岸を0.5m程度嵩上げする河道改修を実施することによって、内水被害は大幅に減少し、大洪水時に河岸から溢れる外水被害も防ぐことが出来る。

この河道改修に合わせて、最上小国川の清流を生かした景観改善が出来れば、一石三鳥の効果が期待できるのである。

2、赤倉温泉地区の河道改修は過去にも行われてきたし、今後も必要である。

被告は、『河床の岩盤掘削を伴う河道改修は不可能である』と主張している。

原告は、合理的対策を講じれば岩盤掘削を伴う河道改修が可能だと考えるが、ここでは赤倉温泉が発展してきた歴史的経過と河道改修について述べる。

写真1は大正時代の赤倉温泉の状況である。同一と思われる写真が、被告書証乙第44-2号証15頁にも掲載されている。この写真からは、最上小国川の河床に自然湧出していた源泉の真上に温泉旅館が建てられ、野趣豊かな温泉旅館として利用され、発展してきた様子がうかがえる。

写真2は、100年の歴史を持つ老舗である同温泉旅館の現在の姿である。

現在の岩風呂も大正時代と



写真1：大正時代の赤倉温泉「やまがたの温泉」
79頁（昭和61年3月 山形県自然保護課）

同様に河床の岩盤面とほぼ同じ高さにあるが、護岸が設けられたことで外見上、岩風呂は地下に変わっているのである。

温泉にも寿命があり、開設当時は地表に自噴していたであろうこの温泉旅館の源泉も、様々な影響から現在は掘削井の地下から自噴している。

この位置だけではなく、赤倉温泉地内の最上小国川には災害復旧等の目的で、あちこちに改修された跡を確認することが出来る。

写真3は、赤倉温泉地区内の最下流部にある、赤倉橋の橋脚の様子である。橋脚部分の河床が洗掘され不安定になり、根固めのコンクリートブロックでか

ろうじて押さえている状態にある。計画河床高さに合わせて、早期に改修する必要がある。

被告が「出来ない」と主張する河道改修は、小規模ながら過去にも実施されてきたし、水害対策や施設管理のために将来も必要なのである。

3、被告は、「昭和63年の護岸工事によって温泉旅館の源泉が破壊された」とされる事件に関するすべての情報を公開すべきである。

被告は、赤倉温泉地区の水害対策のために河道改修が出来ない根拠として、昭和63年11月に最上小国川・虹の橋下流の左岸側で施工した護岸工事によって、対岸にある温泉旅館の源泉が破壊され損害賠償したとされる事件をあげ



写真2：同上 温泉旅館の現在の姿

平成24年9月、原告撮影



写真3：赤倉橋の橋脚 平成23年11月、原告撮影

ている。

しかし、この事件には多くの疑義があり、河道改修が出来ないとする根拠になり得ないことは、原告第2準備書面で述べたとおりである。

ここで問題なのは、この事件に関する被告書証の一部が、個人情報保護の名目で黒塗りされ、判別できないようになっていることである。一般的に、個人や法人、団体のプライバシー等に係わる情報が保護されなければならないことは、いまや国民の常識である。

しかし、被告の書証で「個人情報」とした部分がすべて本当に個人情報として保護されるべき情報であるかどうか、疑わしいのである。例えば、被告書証乙第91号証 温泉影響検討業務報告書101頁の源泉位置図は、各旅館の所有する源泉が何処にあるかを示しているが、これは住宅地図と同じように地元に行けば周知の事実であり、特に保護されなければならない情報とは思えないのである。

その一方で被告書証には、本来なら保護されるべきと思われるような情報が堂々と公開されているのである。たとえば、乙第9-1号証「複命書」には、県職員個人の印影がそのままコピーされている。また、乙第86号証「最上小国川ダム建設事業計画書」16頁には、補償費の内訳として数量と金額がそのままコピーされているのである。これらは通常であれば、非公開とされる部分である。このように「個人情報保護」に関する被告の態度には、一貫性がないのである。「護岸工事によって源泉が破壊された」とする被告主張について、関連する書証による確認が不可欠である。しかし、被告があくまでこれらの情報を非公開とするならば、原告としては「護岸工事と源泉破壊は因果関係がなかった」と、さらに強調せざるをえないのである。

被告が、「昭和63年の護岸工事によって温泉旅館の源泉が破壊された」とされる事件に関するすべての情報を、公開するようあらためて求める。

おわりに

最後に、裁判官の皆様には、雪解けの増水が治まった頃にぜひ現地に足を運んで実情をご覧いただくよう、私からもお願いして意見陳述とする。